

株式会社SBCブックス 副業に関する規則

(制定日：2025年4月1日)

第1条（目的）

本規則は、株式会社SBCブックス（以下「会社」という）における社員の副業に関する取扱いを定め、社員の多様な働き方を尊重しつつ、本業への支障や会社の不利益を防止することを目的とする。

第2条（副業の定義）

本規則において「副業」とは、社員が会社との雇用関係を維持したまま、会社以外の業務に従事し、報酬を得る行為をいう。

第3条（副業の原則）

1. 会社は、社員の副業について、原則としてこれを認めるものとする。
2. 副業は、社員の自主的な判断と責任において行うものとする。

第4条（事前申請および承認）

1. 社員が副業を行う場合は、事前に会社へ申請し、承認を得なければならない。
2. 申請にあたっては、次の事項を会社に届け出るものとする。
3. 副業の内容
4. 副業先の名称
5. 副業の開始予定日および就業時間
6. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに再申請を行うものとする。

第5条（禁止される副業）

社員は、次のいずれかに該当する副業を行ってはならない。 1. 本業に支障をきたすおそれのあるもの 2. 会社の信用または名誉を損なうおそれのあるもの 3. 会社の事業内容と競合する業務 4. 職務上知り得た情報を利用するもの 5. 法令または公序良俗に反するもの

第6条（労働時間および健康管理）

1. 社員は、副業を行う場合であっても、本業の勤務時間および業務に支障を生じさせてはならない。
 2. 会社は、社員の健康管理の観点から、副業の状況について必要に応じて確認を行うことがある。
-

第7条（報告義務）

社員は、会社が求めた場合、副業の実施状況について報告しなければならない。

第8条（懲戒）

社員が本規則に違反した場合は、就業規則に基づき懲戒処分の対象となることがある。

第9条（規則の改定）

本規則は、法令の改正または会社の事情により、必要に応じて改定することがある。

第10条（施行）

本規則は、2025年4月1日より施行する。